

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）（抜粋）

（令和 7 年 2 月 21 日 中央教育審議会）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（１）教育研究の「質」の更なる高度化

「知の総和」の向上に当たっては、学生一人一人が能力を最大限高めていくことができるようにすることが必要である。

予測不可能な時代にあつて、学生一人一人が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくことができるようにするためには、「何を学び、身に付けることができるのか」を中核に据えた学修者本位の教育を更に発展させる必要がある。

その際、多様な価値観や異文化を持つ者が相互に刺激を与えながら切磋琢磨する場は、高等教育機関としての教育研究の質の高度化に資することから、社会人や外国人留学生など多様な価値観が集まるキャンパスを実現することも必要である。

さらに、知の生産、価値創造を先導する大学院が果たすべき役割は非常に重要である。博士人材は、深い専門知識と、課題発見・解決能力等の汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、活用することで、社会の変革、学術の発展、国際的ネットワークの構築を主導し、社会全体の成長・発展をけん引することができる重要な存在である。学生一人一人の能力を最大限伸ばしていくという観点からも、大学院教育を抜本的に充実するとともに、博士人材の増加を図ることが必要である。

あわせて、大学の基本的な役割は教育と研究、社会貢献にあるが、教育と研究のバランスの捉え方は大学ごとに様々であり、学士課程、修士・博士課程、専門職課程、短期大学士課程といった各課程段階でも異なるものである。このように、大学等では、学生の意欲を踏まえた教育の質の向上を図るとともに、教育と研究との関係を踏まえつつ、常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動を展開し続ける環境を整え、研究力の向上を図ることも必要である。

そして、教育研究の質の高度化に向けた取組が社会全体からの適切な評価を得られることで、初めて取組が実質化していくことを踏まえれば、高等教育機関が、在学生や進学希望者はもとより、地域社会や産業界等、社会全体への説明責任を積極的に果たすために、情報公表を更に推進することが必要である。

①学修者本位の教育の更なる推進

グランドデザイン答申においては、2040 年という将来を見据えた我が国の高等教育が目指すべき姿として、「学修者本位の教育の実現」をうたっており、この理念は引き続き重要である。

今後、一人一人の学生がより一層、必要な能力を身に付けられるようにするためには、学びの質を高めるための教育内容・方法の不断の改善が重要であり、その改善を制度的に担保する質保証・向上システムの改善・充実も不可欠である。

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実することが何よりも必要である。このため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築を促進することが求められる。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須である。

具体的には、大学等において育成すべき力を学生が確実に身に付けるために、三つの方針¹に基づいて個々の授業科目ごとではない全体のカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、シラバスやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を通じて学生等へ分かりやすく示すこと、博士後期課程におけるプレFD²を含む組織的かつ体系的なFD³・SD⁴の実施を通じた教職員の能力向上を図ること、学修成果に関する情報を把握・測定すること等を通じた教育内容の質向上に向けた取組を行うことが重要である。その際、一人一人の学生が深い学修成果を得られる授業設計を行うとともに、シラバス等にその内容が適切に記載され、その内容等に依拠した授業が着実に実施されるとともに、授業設計の段階で学生に必要な学修量を明示することが求められる⁵。

また、高等教育機関から輩出する人材がどのような資質・能力を身に付けるのかを可視化し、社会からの理解を得る観点からは、単に「よい教育をしている」というだけではなく、「社会に出た後に評価される人材を育成している」ことを念頭に、学生の資質・能力を引き出し、どのように学修目標の達成に向けて指導していくか、という視点で教育課程をデザインすることも大学等の重要な責務である。個々の学生の希望や学修の進捗を踏まえつつ、主体的な学修と体系的な履修を確立させるとともに、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成を念頭に、個人としての目標の設定や達成状況の確認を促し、自分の将来を見据えられるきめ細かな履修指導⁶や学修支援⁷を行うこ

¹ 「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の三つの方針。以下同じ。

² 学識を教授するために必要な能力を培うための機会。

³ Faculty Development（ファカルティ・ディベロップメント）とは、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組を指す。

⁴ Staff Development（スタッフ・ディベロップメント）とは、職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。

⁵ 学士課程段階において、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%にとどまっている。（文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月））

⁶ こうした取組は、海外の大学ではアカデミック・アドバイザー等として広く普及しているが、日本でアカデミック・アドバイザー等の専門職の配置を行っている大学は全体の約9.0%にとどまる。（文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和6（2024）年10月））

⁷ ティーチングアシスタント（TA）が少人数討論クラスのコーディネーターとして参画するなど、密度の濃い主体的な

とが必要である。特に履修指導を行う際には、教員や、教員と対等の立場で学生の学修者本位の学びを支える職員をアカデミック・アドバイザーとして配置することも視野に入れる必要がある。

さらに、俯瞰的・横断的な視野、複数の異なる視点のアプローチを用いて思考する力を育成する観点から、複数の学問分野を通じて基礎的・汎用的な能力を身に付ける教育や、実践的な教育研究を実施するなど、柔軟な教育課程を編成することも必要である。また、入学後の学修等を通じて興味関心を持つ学問分野が変わる者も少なからずいる中で、学修者一人一人の志向に応じてその可能性を最大限伸長する観点からレイトスペシャライゼーションの取組を進めることも重要である。

加えて、「出口における質保証」の観点から、学生に対する厳格な成績評価や卒業認定を実施することが必要である。その上で、成績が不十分な学生には進級・卒業を認めないことや、成績優秀者に対する表彰制度を設けることなども求められる。

さらに、初等中等教育段階において、近年、高等学校段階における文理横断的な学びの充実の必要性が高まっている。そのような変化を踏まえた対応も重要であり、大学と高等学校との架け橋となる大学入学者選抜においても、大学入学共通テストの導入⁸や総合型・学校推薦型による入学者の増加⁹等、大きな変化を遂げている。そのため、これからの時代に求められる大学入学者選抜の在り方について、大学・高等学校の関係者を含めた議論を進めていくことが重要である。

一方、遠隔・オンライン教育¹⁰については、高等教育を空間的、時間的制約から解放する可能性があることから、オンライン環境で経験の全てが代替し得るものではないことに留意しつつ¹¹、推進することも重要である¹²。

＜具体的方策＞

○ 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進

- ・ 教学マネジメントを確立し、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制を整備するため、教学マネジメント指針の見直し等を行う。
- ・ 適切な学修時間を確保するため、1科目当たりの単位数の設定について整理を行う。密度の濃い主体的な学修を可能とするため、クォーター制¹³の導入促進等

学修を可能とする取組も考えられる。その際、TA に対する組織的なトレーニングの仕組みを導入すること等も想定される。

⁸ 令和3（2021）年1月から実施。

⁹ 令和6（2024）年度入学者選抜における入試方法別入学者割合（国公私計）は、総合型選抜 16.1%、学校推薦型選抜 35.0%、一般選抜 47.5%（文部科学省「令和6年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況」（令和6（2024）年11月））。

¹⁰ 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）において、同時双方向型（テレビ会議方式等）、オンデマンド型（インターネット配信方式等）について規定している。

¹¹ 大学等は全人格な教育の場であり、授業内外において教員と学生との間で質問等の相互のやり取りをすることや学生同士の会話や議論を通じた知識の拡大や考え方の深化を図ることも重要であり、大学等における全ての経験がオンライン環境で代替し得るものではないことに留意が必要である（中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4（2022）年3月）参照）。

¹² 多種多様な科目が開設されている放送大学と他の高等教育機関との連携による、他の高等教育機関に在籍する学生の多様な学修ニーズに対応した教育を促進するために好事例の周知等により取組を支援すること等も想定される。

¹³ 1学年複数学期制の授業形態の一つである4学期制。通年制や2学期制の伝統的セメスター制に比べ、同一科目の週複数回講義の実施等による集中した学修が可能となり、教育効果が高まること等がメリットとして挙げられる。

を通じた、同時に履修する授業科目数の絞り込みを促進する。

- ・ 大学等における汎用的な能力育成や文理横断・文理融合教育¹⁴、実践的な教育研究の実施を促進する柔軟な教育課程編成等を、制度改善等により支援する。
- ・ レイトスペシャライゼーション等の柔軟な教育課程編成により、入学後に学修するシステムの構築とそれを可能にするための定員管理制度の弾力化の制度改善を行う。

○ 「出口における質保証」の促進¹⁵

- ・ 学修成果の可視化を一層促進するため、学生に対する厳格な成績評価（GPA の見直し等）や卒業認定の実施¹⁶、成績優秀者への称号授与¹⁷を含む学生自らの学修成果を社会に対して示す取組等¹⁸について、教学マネジメント指針の見直し等を行う。
- ・ 卒業後の進路や学生の満足度等を含めた各高等教育機関の自律的な情報発信のため、国における定期的な調査の実施や結果の公表等により取組を促進する。
- ・ 国際的な動向を踏まえた学修歴証明のデジタル化の現状を整理した上で、各高等教育機関における取組を促進するために実態把握や国際連携の取組を実施する。

○ 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善

- ・ 高等学校段階における文・理の早期の学習コース分けからの転換に向け、拠点校でのカリキュラム開発を進めるなど、高等学校段階における文理横断・文理融合教育を推進する。
- ・ 大学で学び、卒業するために必要な能力・適性等を備えていることを確認する入学者選抜が行われるよう、各大学において適切な教科・科目の試験を課すなど、教学マネジメント指針の理念を徹底する。

○ 遠隔・オンライン教育の推進

- ・ 遠隔教育の課題と利点を踏まえた遠隔教育の質の保証・向上を図るとともに、対面授業と遠隔授業を効率的に組み合わせたハイブリッド型教育の充実等を促進する。
- ・ 遠隔・オンライン教育を活用した、同一地域内や他地域、海外との大学間連携による授業の共有化などの取組を、質の確保を前提とした上で促進する。
- ・ 高等教育機関における国際協働学習の充実のため、オンラインの活用の促進や、

¹⁴ 中央教育審議会大学分科会「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年2月）も参照。

¹⁵ 同上

¹⁶ 修業年限を超えて一定期間在籍している者については、設置認可審査や私学助成において、一定の条件（成績不振の学生への個別指導等）を満たす場合には、収容定員を超過した学生について除外される取扱いが整備されている。

¹⁷ アメリカ等においては、優れた成績を維持した場合、卒業時に優等生と認める制度（Latin Honors）を持つ大学がある。

¹⁸ 卒業要件として124単位以上の修得と共に、各大学のミッションや建学の精神に基づき独自の卒業要件を定める場合もあり、これによって、各大学等が独自性を持った質の保証につなげていることにも留意が必要である。

イ. 新たな質保証・向上システムの構築

「知の総和」の向上に向け、一人一人の能力が高まるようにしていくためには、これまで累次の答申で述べてきた質的転換、質保証を更に発展させ、質向上をより重視する視点から、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが必要である。

質保証・向上システムは、大学設置基準、設置認可審査、認証評価、情報公表等によって構成されることを踏まえた上で、時代の変化を踏まえた教育環境の充実の観点や新陳代謝を促す観点から、設置基準の見直しや、設置認可審査の見直し等が必要である。

また、認証評価制度については、評価疲れという声もある中で、「評価のための評価」から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要である¹⁹。その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようにするとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。

さらに、新たな評価制度においては、その評価に用いる各大学の教育情報を容易に提出可能なデータベースを整備するなどして、現行の仕組みよりも高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図っていくことが求められる。

<具体的方策>

○ 大学設置基準及び設置認可審査等の見直し

- ・ 社会的な必要性や持続可能で質の高い学修環境・研究環境であるかという視点をこれまで以上に重視することとし、通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う。
- ・ 設置認可審査において、スケジュールの見直しを検討するとともに、従来の学問分野に収まらない分野の審査を行う体制を整備する。
- ・ 教育の質に影響するおそれのある定員超過に対する私学助成の配分において一層の厳格化を行う。

○ 認証評価制度の見直し

- ・ 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれ

¹⁹ 見直しにおいては、国際的な評価機関による評価(例えば、ビジネス教育分野においては、アメリカを拠点とする AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business)、欧州を拠点とする EFMD (European Foundation for Management Development)、英国を拠点とする AMBA (The Association of MBAs) 等がある。)との整合性にも留意が必要である。

くらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。

- ・ 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

一人一人がその可能性を最大限発揮し、今後の社会で生きていく能力を獲得し、我が国の「知の総和」を向上するためには、高等教育機関が、教育を提供する側が考える画一的な教育の場から、多様な価値観を持つ多様な人材が集まることで相互作用が生まれ、新たな価値が創造される場（多様な価値観が集まるキャンパス）に転換することが求められる。

多様な価値観が集まるキャンパスの実現に向けて、「18 歳中心主義」という前提を改め、多様な日本人学生の受入れ、留学モビリティの拡大、社会人の受入れ、通信教育課程の質の向上、キャンパスのダイバーシティを支える環境整備等の取組が必要である。

ア. 多様な学生の受入れ推進

大学進学者数が大幅に減少することに伴い入学者選抜における選抜機能も低下する中、多様な背景を持つ学生が入学できるようにするためには、多様な評価方法により受験生を丁寧に見る入学者選抜や、横の流動性を確保することで学生がそれぞれの適性に応じた教育を受けられるようするための転編入学等を柔軟にすることが必要である。

障害のある学生についても、障害を理由に修学を断念することがないように、体制や環境を整えていくことが必要である。

また、高等教育機関が人材育成や「知」の創造の拠点として社会に価値を提供し続けるためにも、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが共創できる拠点「イノベーション・コモンズ²⁰」となることも必要である。

<具体的方策>

○ 多面的・総合的な入学者選抜の推進

- ・ 高等学校までの探究学習や学校内外で意欲的に取り組んだ活動²¹等により得ら

²⁰ イノベーション・コモンズ（共創拠点）とは、大学等キャンパス全体を多様なステークホルダーが関わり合い様々な価値を生み出す場・空間としていく考え方である。（国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて」（令和 5（2023）年 10 月））

²¹ 生徒会活動、部活動、ボランティア活動、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）を始めとする各高等学校における課題研究、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、各種大

れた学習成果を各大学の個別入試における評価に活用することを推進するために、高等教育機関に対して探究学習等の活動に関する情報提供を行うとともに、高等学校と大学との連携促進のための支援を行う。

- ・ 今後の高等学校段階における教育課程等の見直しの動向を見据えつつ、入学者選抜の改善を促すため、必要な大学入学者選抜実施要項の改訂を行う。

○ 転編入学等の柔軟化

- ・ 単位互換・科目等履修・履修証明制度、単位累積加算による学位授与制度の活用を促進するために制度の情報を整理し周知する。
- ・ 他の高等教育機関からの転編入学の増加を図るために、転編入学生を受け入れる際の定員の扱いについて制度改善を行う。

○ 障害のある学生への支援

- ・ 高等教育進学機会の拡大に向けて、障害のある学生支援に関する学長をはじめ全ての教職員の理解増進の取組を推進する。
- ・ 高等教育機関における各学生との建設的対話を踏まえた適切な支援の実施のため、障害学生支援の大学等連携プラットフォーム等の活用を促進する²²。

○ キャンパスのダイバーシティを支える環境整備

- ・ 留学生、社会人、女性学生等のキャンパスのダイバーシティを支える環境の整備のために施設整備に対する支援を行う。

イ. 留学モビリティの拡大

グローバル化が進み、世界各国が留学生獲得にしのぎを削る中で、質の高い教育研究を行っていくためには、優秀な外国人留学生の受入れを進める具体的な方策を実行し、併せて高い志を有する日本人学生の海外派遣を拡大し、留学モビリティを推進していくとともに、高等教育機関の国際化を図り、多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨^{さたく}するキャンパスを実現することが不可欠である。

そのために、日本人の海外派遣に関しては、短期の留学のみならず、海外の大学における単位認定や学位取得を目指して中長期に留学する学生の増加も含め、早期からの留学機運醸成に向けた取組や、留学しやすい環境の整備、留学のための奨学金等を充実させることが重要である。

また、各高等教育機関は、自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、優秀な留学生をより引き付けることができる教育環境を、他機関との連携も含めて提供していくことが必要である。

さらに、外国人留学生が日本人学生と一体感を持って共に学ぶことができる環境を構

会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等（文部科学省「令和7年度大学入学者選抜実施要項」（令和6（2024）年6月））

²² 障害のある学生の修学支援に関する検討会「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6（2024）年3月）

築することが重要である。

このような質の高い教育研究活動を行うに当たっては、相応の負担が生じることを踏まえ、高等教育機関において適正な対価を徴収しつつ、外国人留学生へのきめ細かな支援を持続的・安定的に行うことが必要である。一方、安全保障貿易管理や、学業成績及び資格外活動の状況等を的確に把握しつつ在籍管理を徹底することにより、誰もが安全に安心して学ぶことができる環境を担保することが肝要である。その際、日本語教育機関認定法²³を踏まえ、日本語教育機関との連携の進展も期待される。

加えて、優秀な外国人教員を採用することは、教育研究の水準の向上や国際化に資することから、外国人教員の採用について、一層積極的に考慮することが望まれる。

あわせて、我が国の初等中等教育段階において日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、留学以外の在留資格による外国籍の生徒の高等教育機関への進学も増えていくことが想定される中での対応も求められる。

＜具体的方策＞

○ 外国人留学生等の受入れ推進

- ・ 我が国への留学希望者に対する早期からのリクルートや、日本の強みである学問分野のアピール、卒業後の定着に関する取組等に関する戦略的な広報・情報発信を強化する。
- ・ 高等教育機関が所在する地方公共団体のニーズや状況に合わせた外国人留学生を受け入れられるようにするために、高等教育機関と地方公共団体との連携強化を促進する²⁴。
- ・ 外国人留学生受入れのための入学者選抜について、各高等教育機関で十分な能力等を有しているかを適切に判定するよう徹底する。
- ・ 一定の質が確保されていることを前提とした上で、優秀な外国人留学生の受入れ強化につながる弾力的な定員管理方策について検討し、制度改善を行う。
- ・ 大学における秋季入学やクォーター制など学事暦の多様化・柔軟化を推進する。
- ・ 外国語による授業の充実・増加、外国人留学生向けの日本語教育、リメディアル教育、メンタルケアその他学修支援・相談体制の充実に向けた各高等教育機関の取組を促進するため、大学の体制強化の支援を行うとともに、適切な対価の徴収を奨励する。
- ・ 外国人留学生の増加に対応するための日本人学生との交流も含めた生活・学業支援体制及び環境の整備や、学生寮等の施設整備を推進する。
- ・ 外国人留学生を受け入れる企業と大学等の連携強化等を通じて、外国人留学生が国内企業等へ就職するために必要なスキルの養成や情報提供を強化する。
- ・ 日本語指導が必要な生徒の進学促進のため、高等学校等におけるキャリア教育やキャリア教育支援に関する調査研究を実施するとともに、留学以外の在留資格による外国籍学生が大学生活を円滑に送ることができるようにするための学業

²³ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）

²⁴ なお、その際、外国人留学生の家族を含む日本での生活に資する幅広い情報の提供等に配慮することが肝要である。

等支援の充実に向けて、大学等における支援体制整備等に係る取組について支援を行う。

- ・ 政府関連在外拠点や駐日外国公館等との連携を強化する。

○ 日本人学生の派遣の推進

- ・ 休学や留年をせずに留学しやすい環境の提供のために高等教育機関の国際通用性向上に向けた体制整備の促進や、産業界へ多様な採用活動を行うよう働きかけを行う。
- ・ 留学のための奨学金等、経済的支援を充実させる。
- ・ 日本企業による海外インターンシップ機会の提供や留学等から得られた成果の積極的な評価等、産業界の協力も得ることで留学経験者を受け入れる企業と大学等の連携を強化する。

○ 国際化に対応できる組織体制の整備

- ・ 外国人留学生の支援等への負担から教員本来の教育研究活動がおろそかになること等がないよう、実態把握を踏まえつつ、国際的な業務に精通した職員の育成等を含めた大学の外国人留学生の受入れ・管理体制の強化等、大学の国際化を支援する。
- ・ 国内外における我が国の学位や称号の透明性や比較可能性を高めるための資格枠組みの検討を加速化する。
- ・ 国内大学等の海外分校設置に係る環境整備の推進や、当該分校等を活用した多文化共修環境整備を促進する。

○ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化

- ・ 適切な在籍管理を行うための基準の周知、在籍管理非適正校等の大学等名の公表、私学助成の厳格な対応、留学生数等の情報公開の強化等、適切な在籍管理の徹底・強化を図る。
- ・ 高等教育機関における安全保障貿易管理を含む各機関の規模と実情に応じた研究セキュリティの取組や研究インテグリティ²⁵の確保に係る取組の徹底を図るとともに、それらを推進するための支援の充実に図る。

ウ. 社会人の学びの場の拡大

人生 100 年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、教育と仕事の行き来、高等教育機関の間や産業界の間の行き来などのあるマルチステージの人生を送るようになることが予想される。我が国では、依然として単線型のキャリアパスであり、定められた期間内で進級したり、就職したりすることが前提となる考え方が強いが、マルチステージの人生への変化が予想される中において

²⁵ 研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。(統合イノベーション戦略推進会議「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和 3 (2021) 年 4 月))

は、この単線的年齢中心主義から脱却し、様々なキャリアの可能性を模索する時間と柔軟性を持つ仕組みづくりが重要である。

しかしながら、我が国の社会人の学修意欲は諸外国と比べて極めて低く、産業界も人材投資が低調で資格取得が可能な教育課程を除き、社会人教育の場として大学等が十分に活用されていない現状がある。これは、社会人になってから高等教育機関で学修することの意義を見いだすことができず、産業界も大学等を活用する意義や必要性を感じていない実態もあることを示している。このような状況について、高等教育機関は社会からの期待や信頼を得られていないという危機感を持つべきである。高等教育機関では、地域社会の持続的な発展をけん引しつつ、社会のニーズを捉えた魅力的な教育プログラムを開発するとともに、経営者や公務員等を含めた社会人が学びやすい教育環境を整備することや、学び直しによる個人・企業の成長の効果を示すことが必要である。

特に、地域の中核となる高等教育機関は、リカレント教育にも力を入れる必要があり、地方公共団体や地元企業等の産業界との連携をより一層強め、高等学校等を卒業して就職した者を含め地域の中核的産業を担っている人材の高度化や、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点となっていくことが求められる。

＜具体的方策＞

○ 社会人が学びやすい教育環境の整備

- ・ 国において、社会人や産業界にとって魅力的な教育を行うためのニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、各高等教育機関が産業界と連携して教育プログラムの開発等を行うための体制整備への支援を行う。
- ・ 科目等履修生等を相当数受け入れる場合における受入れ人数等を勘案した、教育環境の質の担保の在り方について見直しを行う²⁶。
- ・ 各高等教育機関において、リカレント教育を担当する教員へのインセンティブの付与がなされるよう大学等に積極的に呼びかけを行う。
- ・ 社会人の主体的なリカレント教育・リスキリングを推進するために、教育訓練給付制度や人材開発支援助成金等の支援策の情報発信を図る。

○ 高等教育機関と産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

- ・ 企業の成長に直結し、かつ高等教育機関にしかできないことを目指した産学協働体制によるリカレント教育モデルの構築を支援する。
- ・ 中小企業の社員や経営者を念頭に置いた、地方創生・地域産業の発展に資するリカレント教育を推進するために地域のリカレント教育プラットフォームの構築を支援する。
- ・ 地域の社会人と学生が共に学ぶキャンパスの実現や地方公共団体や産業界との共創拠点の整備の充実、地域と連携した地域産業振興・スタートアップ創出のた

²⁶ 平成 19（2007）年の大学設置基準等の一部改正によって、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、基幹教員数（専任教員数）や校地・校舎の面積数の基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当数の基幹教員（専任教員）や校地・校舎の面積を増加するものとされている（大学設置基準第 31 条第 4 項）。科目等履修生等の履修等の実態は多様であるため、一律に基準を設けることは困難であることに留意が必要である。

めの拠点整備のために施設整備に対する支援を行う。

エ. 通信教育課程の質の向上

幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成される通信教育課程の果たす役割も重要である。通信教育課程は、学生の年齢、職業、学歴が多様であり、高等教育機関既卒者のリカレント教育も含めて「だれでも」「いつでも」「どこでも」学ぶことを保障するシステムを体現している。近年、通信制大学（学部）において、18歳～22歳の年齢層の学生の割合や最終学歴が高等学校卒業者の割合が増加しつつあり、若年層学生の受入れという点では平成初期の頃との類似性を見せつつある一方で、50歳以上の年齢層の学生の割合も増加しているなど、社会人を中心としつつも、より多様な年齢・属性の学生が利用している²⁷。他方で、こうした学生の年齢や属性については、資格取得・リカレント等の学生の学修目的や学問分野等に応じて、大学ごとに異なる特性が見られる。

また、情報技術の進歩を踏まえ、大学通信教育の手法も、伝統的な印刷教材等とスクーリングによる授業のみならず、メディアを利用して行う授業の活用が広がっている。

今後、通信教育課程の質の向上のためには、通学課程とは異なる通信教育課程としての特色と大学ごとの学生属性等の特性の双方を踏まえた教学マネジメントを確立することが必要であり、対面性が確保できるメディアを利用した授業等の更なる活用や教育支援体制の充実等が求められる。

<具体的方策>

○ 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し

- ・ 通信教育課程の特色等を踏まえた教学マネジメントの確立、学生の多様な属性等に対応したきめ細かな教育支援体制の構築促進や情報公表を更に促進するために、大学通信教育に関する実態調査を行い、通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善や学生への支援の見直しに向けた検討等を行う。
- ・ 放送大学において、多様なメディアを活用した、より効果的な次世代遠隔高等教育モデルの開発や他大学への普及展開を図る。また、放送大学と私立大学通信教育との連携を推進する。

③大学院教育の改革

大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という4つの人材育成機能²⁸を担っている。そのため、高等教育の中でもとりわけ

²⁷ 平成6（1994）年、平成21（2009）年、令和6（2024）年の変化をみると、通信制大学（学部）の学生に占める18～22歳の学生割合は、24%、9%、19%であり、50歳以上の学生割合は、7%、21%、32%であり、学生に占める有職者（学校基本調査上、「無職」と「その他」を除いた者として集計）の割合は、52%、46%、48%である。さらに、通信制大学（学部）の入学者のうち最終学歴が高等学校卒業者の者の割合は、平成6（1994）年が50%、平成21（2009）年が26%、令和5（2023）年が32%である。

²⁸ 中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－（答申）」（平成17（2005）年9月）

大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心に担うことが期待される存在である²⁹。

近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後 18 歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの修士³⁰・博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現³¹が欠かせない。

このような社会の実現に向けては、優秀で多様性に富む学生が大学院に進学し、質の高い教育研究が行われ、修了者が高い専門性と汎用的能力を有する人材として社会から高い評価を受けるとともに、それにより更に魅力的な学修環境が整えられ、優秀な学生が集まる、という好循環を作り出さなければならない。そのためには、公平・公正を前提としつつ、社会人や学外からの進学も促進されるような多様な入学者の受入れに取り組み、一人一人の能力を全面的に引き上げる質の高い大学院教育を推進し、大学院修了者、特に博士人材の社会的評価の向上と認知の拡大を進め、幅広いキャリアパスを開拓・拡充していくことを並行して進めることが重要である。

その上で、博士人材の育成・活躍に関しては、2040 年における人口 100 万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げること³²を目指し、施策を展開することが適当³³である。当面は、多くが修士課程修了後に就職を希望する自然科学系については、博士課程進学者の増加を、また、多くが学士課程修了後に就職を希望する人文・社会科学系については、修士課程進学者の増加を図ることが求められる。

この目標を実現するに当たっては、大学院を持つ全ての大学が競争的環境の下で、自主的・自律的に、修士・博士課程と学士課程の量的な構成や、学士課程から直接進学する者・外国人留学生・社会人学生等の構成割合、量的拡大に伴う大学院の組織編制や研究指導体制等について、より良い在り方を模索することが望ましい。その上で、学士・修士の 5 年一貫教育の推進等の施策も講じながら大学院修了をスタンダードにしていこうといった発想の転換や、研究型大学を中心に、学部から大学院教育への収容定員・資源のシフトを率先して進めることが必要である。このようなミッションを踏まえた大胆な変革に向けた大学の取組を促進することや、必要に応じて大学院設置基準をはじめとする法令等を見直すことなど、大学の取組を支援していくことが必要である。

ア. 質の高い大学院教育の推進

学生一人一人の能力を最大限高めるという観点から、大学院において、より質の高い教育を行うことが重要である。質の高い教育とは、高度な専門的知識と課題発見・解決能力等の汎用的能力を育成し、学生自身もそれらの能力の意味や重要性を自覚できるようにすることである。特に、博士課程においては、研究活動や博士論文執筆の過程で身につく専門知識だけでなく様々な能力等を定義し評価することも求められ、このトラン

²⁹ 中央教育審議会大学分科会「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31（2019）年 1 月）

³⁰ 専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」の学位を含む。

³¹ 文部科学省「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和 6（2024）年 3 月）

³² これは、2040 年における人口 100 万人当たりの博士号取得者を 2020 年度比約 3 倍とする規模である。

³³ 文部科学省「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和 6（2024）年 3 月）

スファラブルスキル³⁴の育成も大学院教育において重要な要素である。

質の高い大学院教育を推進するためには、学士課程から博士課程まで、「どのような人材を育成するか」、「何をどのように学び、身に付けることができるか」を明確にし、最適な教育の姿を体系的・具体的に構想することが重要である。そのためにも、大学は、自ら設定した人材養成目的を最も適切な形で実現できるように、大学院における研究科・専攻等の教育研究組織の在り方を柔軟に見直していくことが求められる³⁵。

また、各高等教育機関は自らの強みや特色を踏まえつつ、大学院進学者を増やす上では、体系的な教育課程を編成することで、学士課程から博士課程まで縦の連続性の向上を図るとともに、多様な学生の受入れを増やす上では、転学・編入学・復学を柔軟にすることで、横の流動性を促進することも求められる。その際、高度な教育研究を行う大学院が国際的な魅力を高めていくために、大学院進学時における学生の囲い込みを改め、学生に対しては学士課程とは異なる機関への移動を奨励し、学生の流動性を高めることで、多様な視点や発想をもつ学生が切磋琢磨しながら能力を磨いていくことができる教育研究環境を構築することが必要である。さらに、各大学において学士・修士や修士・博士の一貫教育の実施を検討する際は、上記の点にも留意しつつ、大学の役割や機能も踏まえながら教育課程を編成していくことが求められる。

＜具体的方策＞

○ 体系的な大学院教育課程の編成の推進

- ・ 博士課程において、専門的な知識・研究能力のみならず、論理的思考力等の汎用的能力を身に付けることの重要性を明確にするため、大学院設置基準等の改正も見据えた検討を進める。
- ・ 大学院教育の質保証や円滑な学位授与等の教育改善の取組、修士・博士課程の5年一貫学位プログラムの構築（指導教員の共通理解の徹底及び研究科又は専攻における指導体制の組織的改革の推進を含む）を推進するために、これまでの大学院改革の成果³⁶の横展開を図る³⁷。
- ・ 徹底した国際化と産学連携の促進、組織改革・推進体制等の基盤構築を通じた博士人材の育成機能の強化を図る大学院改革の取組を推進する。

³⁴ Transferable Skills：一つの文脈で得たスキルのうち、その文脈以外の場面でも活用できる汎用的なスキルのこと。大学院教育においては、研究を中心とした様々な活動の中で身に付くことが期待される、研究・開発以外の幅広い業務でも活用できるスキルのことを指す。例えば、論理的・抽象的思考力、課題発見・解決力、最先端の知にアクセスし整理する力、プロジェクトマネジメント力、チームで協働する力、コミュニケーション力、ネットワークキング力、起業スキル、メンタリング・指導スキルなど。

³⁵ 人文科学・社会科学系の大学院には小規模・分散的な専攻が多く、今後は、複数の大学院間の連携による教育研究ネットワークを構築すること等により、スケールメリットを発揮したチーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換を進め、学生の関心に沿ったきめ細かな指導がなされる環境の構築を推進することが必要であるとの指摘もある。（中央教育審議会大学分科会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5（2023）年12月））

³⁶ 「博士課程教育リーディングプログラム」、「卓越大学院プログラム」等。

³⁷ 5年一貫の学位プログラム構築に当たり、各大学の判断により、「博士論文研究基礎力審査」の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えて、博士課程の前期の課程を修了し修士の学位を授与する要件として課すことも可能である。（大学院設置基準第16条の2）

○ 学士課程から博士課程までの連続性の向上と流動性の促進

- ・ ダイバーシティ環境の醸成や内部進学抑制により、流動性に支えられた多様性を確保するなど、大学が全体としてその機能を強化し、その役割をしっかりと果たしていくことができるよう、具体的な対応策の検討を進める。
- ・ 国内外における国際的な競争環境下で活躍できるよう、優秀な学生が学士・修士課程を5年間で履修する大学を大幅に拡充するため、適切な学修時間の確保や教育研究の質の確保を前提とした制度改善について検討を行う³⁸。
- ・ 学生の海外研究活動や留学機会の充実を図るとともに、大学院教育研究の国際化や優秀な留学生の受入れを促進する。

イ. 幅広いキャリアパスの開拓の推進

大学院における教育については、学修者の個々のニーズのみならず、産業界や国際社会など幅広い社会のニーズに積極的に対応したカリキュラムとするとともに、社会での活躍状況を可視化し、キャリア構築に係る組織的支援を進めることが必要である。一方で、企業における採用拡大や処遇改善、従業員の博士号取得支援などの取組や協力は欠かせず、こうした産業界における積極的な取組が進むよう、産学官が一層、連携していくことも求められる³⁹。このような出口戦略なくして、博士号取得者数の増加は望めない。

また、大学院進学者の増加のためには、前述の大学院教育の質の確保に加えて、初等中等教育から高等教育段階まで大学院進学へのモチベーションを高める取組を切れ目なく実施し、早期から大学院教育の見通しを示すことにより、多様で優秀な者の進学を促進していくことも重要である。その際、学生が安心して研究に打ち込める環境を実現するための支援を行うとともに、学生の流動性の確保に留意しつつ、学士課程から円滑に修士課程に進学することができるよう、有機的な接続を図ることも必要である。

さらに、社会人については、リカレント教育・リスキリングの需要を捉え、オンライン授業の活用も図りながら修士号⁴⁰・博士号の取得者数の増加を図っていくことも必要である。リカレント教育の推進に当たっては、リカレント教育を大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制を整備した上で、制約の多い社会人が受講しやすい教育プログラムを展開していくことが求められる⁴¹。特に、学位取得を目指す課程においては、長期履修制度はもとより、学位の質保証に留意しつつ、早期修了制度⁴²を積極的

³⁸ その際、十分な単位を修得しつてもやむを得ない理由から退学する学生に対する一定の配慮についても検討が必要である。

³⁹ デンマークにおいては、博士課程を目指す学生が所属大学と民間企業との合意の下、博士研究のテーマを国に応募し、それが採用されれば国から補助金が出され、企業に雇用されると同時に博士課程学生として大学院にも入学し、給与と学位の両方を受けることができるという「Industrial PhD」という仕組みがある。

⁴⁰ 専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」、「教職修士（専門職）」の学位を含む。

⁴¹ 学位を授与する課程のみならず、学位を授与しない短期のプログラムなど多様なニーズに対応する教育プログラムには大きな社会の期待があることに留意すべきである。

⁴² 修士課程（博士前期課程）の在学期間は、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとされ

に活用することで、意欲と能力のある社会人が1年で修士の学位取得⁴³を可能とすることや、意欲と能力に加え一定の研究実績を有する社会人が1年で博士の学位取得を可能とすることなど、ニーズに応じた工夫を積極的に進めていくべきである⁴⁴。

加えて、大学院レベルのリカレント教育の提供は、これから進路を選択していく大学院生が社会人や企業等との接点を増やしていく良い機会ともなり、大学・企業・学生の相互理解の促進にもつながり得る。

＜具体的方策＞

○ 博士人材が多様なフィールドで一層活躍するための環境構築

- ・ 博士人材と民間企業との接続に当たって民間企業、大学等が取り組むことが奨励されるような内容についてまとめたガイドブックを作成・周知する。
- ・ 博士課程修了者の活躍状況を可視化するとともに、博士人材の採用拡大や処遇改善について優れた取組を行っている企業やロールモデルとなるキャリアパスを有する博士人材、アカデミアから産業界への人材流動の事例を発掘し、ロールモデル事例集を作成することを通じて、博士人材として社会で活躍する魅力を広く社会に発信する。
- ・ キャリアパスの多様化への対応のため、キャリア構築に係る組織的支援の取組が促進されるよう、より実践的で多様なキャリアにつながるジョブ型研究インターンシップや、キャリア開発・育成コンテンツの提供等を進める取組を推進する。
- ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）での博士人材の積極的採用や博士教諭としての活躍を促進する。
- ・ 博士人材の国や地方公共団体等の公的機関での活躍を促進するため、博士号取得者の国家公務員への採用や職務内容、処遇等の状況について実態調査を行い、好事例の横展開を図るとともに、課題分析等を行った上で更なる充実策を講じる。
- ・ ポストドクター・若手研究者の処遇向上やキャリアパス支援のため、ポータル

ている（大学院設置基準第16条）。また、博士後期課程の在学期間は、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとされている（大学院設置基準第18条第3項）。ただし、博士課程（標準修業年限5年）の在学期間は最短3年であるため、修士課程を1年で修了した者が博士課程で優れた研究業績を上げた場合であっても、修士課程の1年の在学期間に1年を加えた2年の在学期間で博士課程を修了することはできない。なお、早期修了の仕組みを活用して、一定の研究業績を有する社会人を対象に1年で博士号の取得を可能としている大学において、学位の質を担保する観点から、博士の学位にふさわしい研究水準及び能力に達しているかどうかを複数回の審査で判断している事例もある。

⁴³ 教師人材に関しては「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について（令和6（2024）年12月25日中央教育審議会諮問）」において、社会人等が大学院での教職に関する学修によって教員免許の取得が可能な仕組みの構築などについて、中央教育審議会での検討が要請されており、当該検討とも連携していくことが必要である。

⁴⁴ 社会人が短期で学位取得を可能とする以下の①②の仕組みを活用することも考えられる。①修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合に、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間等に授業又は研究指導を行う等、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる（大学院設置基準第3条第3項）。②大学院は、入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなし、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなし、在学期間を短縮することができる（大学院設置基準第18条）。

サイト⁴⁵によるキャリア支援情報を提供する。

○ 多様な進学者の受入れ促進

- ・ 早期からの大学院進学モチベーションの向上のために、初等中等教育段階での課題発見・解決能力等を育む探究学習や体系的・系統的なキャリア教育の充実、高等学校段階における先進的な理数系教育の充実を図る。
- ・ 学士課程の学生が大学院や大学院生を知る機会の拡大を図るために、各種取組事例（大学院生の学士課程のゼミへのTAとしての参加、学士課程と大学院の合同ゼミの実施、大学院の授業科目の先取り履修、学士課程等学生向けのキャリア支援等）の取組事例集の作成・周知を行う。
- ・ リカレント教育・リスキリングを望む社会人や産業界、地域のニーズを踏まえ、企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム、オンライン授業の活用方策等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育・リスキリングの実施に向けた支援を行う。
- ・ 学生が安心して研究に打ち込める環境を実現するため、博士課程の学生に対する生活費相当額の支援を引き続き充実するとともに、日本学術振興会特別研究員に対する支援の拡充を図る。
- ・ 意欲と能力（博士については研究実績を含む）のある社会人が1年で修士や博士の学位取得を可能とするため、早期修了制度の積極的な導入を推進する。
- ・ 社会人の主体的なリカレント教育・リスキリングを推進するために、教育訓練給付制度や人材開発支援助成金等の支援策の情報発信を図る。【再掲】
- ・ 多様な博士人材の育成や研究活動を支える施設整備に対する支援を行う。

④研究力の強化

研究を重視する大学における研究力の強化については、科学技術政策の観点から見ても様々な論点があるものの、「教育」と「研究」を両輪とする大学教育において、質の高い教育を行いつつ、質の高い研究成果を創出するためには、研究者が教育研究に専念できる環境を整備することが必要不可欠である。そのための環境整備に当たっては、研究環境を更に向上させる観点と、研究環境の低下要因を取り除く観点の双方が重要である。

研究環境を更に向上させる観点からは、前述のとおり大学院教育の改革を進めるとともに、研究者（教員）への適切な評価や給与等への反映を進めることや、UEA⁴⁶のような教育の専門家、URA⁴⁷等の大学等の運営組織に係る研究開発マネジメント人材⁴⁸、技術職員、事務組織の機能を高めていくことが極めて重要である。UEA や研究開発マネジメント人材等は、求められる業務が幅広い一方で人材の不足、適切な評価やキャリアパス確立の難しさが課題となっており、このような人材を含めた学内環境を整備していくこと

⁴⁵ 科学技術振興機構が運営する、研究者・研究支援者・技術者等の研究人材のキャリア形成・能力開発を情報面から支援する研究人材のためのポータルサイトである JREC-IN Portal を活用。

⁴⁶ University Education Administrator

⁴⁷ University Research Administrator

⁴⁸ URA に加え、幅広くマネジメント業務に携わる教員・研究者、事務職員、様々な専門職を指す。

が求められる。あわせて、博士人材を事務職員や研究開発マネジメント人材としても積極的に採用し、大学の経営力強化を図ることも必要である。

また、研究活動に必要不可欠である研究設備・機器について、機関の経営戦略と明確に結びつけ、機関全体として戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みの一層の強化が必要である。

さらに、個々の大学に属さない大学の共同利用の研究所として、高度な技術職員等も含めて優れた研究環境を提供する大学共同利用機関等の機能を強化することも必要である。

一方、研究環境の低下要因を取り除く観点からは、教育研究以外の業務を必要最小限に抑え、研究時間を確保することが重要であり、教育者としての側面と研究者としての側面を持ち合わせている教員の研究パフォーマンスを高める上で、教員が特に研究時間と研究資金において制約があると感じていること、特に、管理運営業務の負担軽減が課題となっていることに着目することが重要である。そのため、形式的な会議の廃止や運用の見直し、大学入学者選抜における負担軽減等、業務負担軽減の推進が必要である⁴⁹。

また、我が国全体の研究力向上のためには、そのけん引役となる研究大学が、民間企業や国内外の研究機関・大学等とも連携しつつ、卓越した研究成果を生み出すことを組織として追求し、そのための改革に大学を挙げて取り組んでいくことが重要であり、そうした改革の灯を絶やさず更に活性化させ、各大学による研究力向上に向けた改革を継続的・安定的に後押しする必要がある⁵⁰。

<具体的方策>

○ 研究の質向上に向けた研究環境構築

- ・ 大学の研究者（教員）の意欲と能力を引き出すため、研究業績等を加味して公平かつ定期的に評価結果を昇給や賞与等給与へ反映することを促進する⁵¹。
- ・ 質の高い大学院教育の推進や幅広いキャリアパスの開拓推進等を通じて、大学院教育の改革を進める。
- ・ グローバルに競争力のある研究者の創出や国際ネットワークの強化に向けて、政府関連在外拠点も活用しつつ、国際頭脳循環や国際共同研究を推進するとともに、組織的な研究力の向上に向けて、企業研究者や若手研究者、女性研究者など多様性に富んだ研究環境の構築を支援する。
- ・ 我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上や、適切な処遇・キャリアパスの確立を図るために、科学技術振興機構をはじめとした多様な機関における人材育成に取り組むとともに、大学や研究機関において研究

⁴⁹ 中央教育審議会大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について～教育研究機能の高度化を支える教職員と組織マネジメント～（審議まとめ）」（令和3（2021）年2月）

⁵⁰ 科学技術・学術審議会学術分科会「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けた学術分科会としての意見」（令和6（2024）年8月）

⁵¹ 文部科学省「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31（2019）年2月）

開発マネジメント人材に係る人事制度を構築する等の体制構築を促進する⁵²。

- ・ 大学等研究機関において、機関全体として戦略的に研究設備・機器の持続的な整備、幅広い研究者への共用、運営の要である専門性を有する人材（技術職員等）の持続的な確保・資質向上を図る仕組みの構築（コアファシリティ化）を促進する。
- ・ 大学共同利用機関及び共同利用・共同研究拠点が中核となり、意欲・能力のある研究者に高度かつ効率的な研究支援機能を提供し、保有する最先端の研究設備等を活用した共同利用・共同研究による若手研究者や技術職員等の人材育成機能をも担うネットワークを構築する。
- ・ 国際卓越研究大学制度や、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学に対する支援等を通じてトップ層や上位に続く層の大学の研究力の抜本的な底上げを図り、各大学による研究力向上に向けた改革を継続的・安定的に後押しする。

○ 研究環境の低下要因を取り除くための業務負担軽減の推進

- ・ 学内等で行われている各種会議について、本来の設置趣旨に立ち返り、形骸化していないか、効率化できる観点はないか等の視点から再確認し、必要に応じた見直しを行うことを促進する。
- ・ 各大学におけるトップ研究者に係る人事配置の一環として、研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用、バイアウト制度⁵³の活用や教員の機能や実際の業務内容等に応じた評価等を促進する⁵⁴。
- ・ 大学入学者選抜に関する業務について、業務合理化の観点から、教員は選抜の本質的な部分に中心的に関与することを周知し、各大学等において大学入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等を促進する⁵⁵。

⑤情報公表の推進

高等教育機関等からの適切な情報発信がなければ、規模や立地、知名度等による入学者選抜の選抜性の高低により高等教育機関の^{とう}淘汰が進むこととなり、教育研究の質の高度化に向けた取組が社会全体からの適切な評価を得られないことにつながってしまう。

留学生や社会人を含めた多様な進学希望者が自らの目的に合う大学を選ぶことができるようにすることや、修士・博士課程への進学を決断できるようにするためには、各

⁵² 科学技術・学術審議会人材委員会研究開発イノベーションの創出に関わるマネジメント業務・人材に係るワーキング・グループ「科学技術イノベーションの創出に向けた研究開発マネジメント業務・人材に係る課題の整理と今後の在り方」（令和6（2024）年6月）

⁵³ 競争的研究費の直接経費の使途を拡大し、研究代表者本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能とする制度（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2（2020）年10月）

⁵⁴ 総合科学技術・イノベーション会議「研究に専念する時間の確保－研究力強化・若手研究者支援総合パッケージフォローアップ－」（令和5（2023）年3月）

⁵⁵ 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針（追補）」（令和5（2023）年2月）

高等教育機関の持つ、教育研究に関する情報の公表をより進めていくことが必要である。

そのための一つの手法として、我が国の大学ポータルは、平成 27 (2015) 年から、大学コミュニティによる自律的な運営がなされており、各大学の多様な教育情報の発信に一定の効果を発揮してきた。一方で、国公立版と私学版とで情報を提供するプラットフォームが異なるために大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘⁵⁶されている。前述の新たな評価制度においては、新たなデータベースの情報を活用することとし、高等教育機関側・評価機関側の双方の負担軽減を図っていくことが求められるが、当該データベースとの連携も含めて、諸外国の状況も参照しながら、大学ポータルで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム (Univ-map (ユニマップ) (仮称)) を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。その際、学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

また、学則に記載されている事項については、本来は、社会一般に対して示されるべきものであるため、学則の公表を促進することが求められる。あわせて、大学の負担軽減の観点から学則変更等の届出事項の整理を行うことも必要である。

さらに、学生目線から大学教育や学びの実態を把握するために国が試行実施している「全国学生調査」について、学生の学修成果に関する情報を他の大学・学部間でベンチマークできるという利点を十分に生かす形で、その調査結果を教育の質の向上に向けて積極的に活用することも重要である。

＜具体的方策＞

○ 情報公表の内容・方法の改善

- ・ 国において、各大学の魅力を視覚化するための新たな指標を作成する。
- ・ 多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進する⁵⁷とともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。【再掲】
- ・ 学則の公表の義務付けとともに各届出事項の見直しを行う。

○ 全国学生調査の活用

- ・ 全国学生調査の全校参加に向け、参加等に関するインセンティブの設定を行う

⁵⁶ 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4（2022）年 3 月）

⁵⁷ 中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和 2（2020）年 1 月）において、学修成果を中心に、幅広く公表すべき情報の例を提示。

とともに、円滑な調査の実施に向けて体制の整備を行う。

- 各高等教育機関における IR 等を通じた自己点検評価と認証評価での全国学生調査の結果の活用を促進するために周知等を行う。